

津山市スポーツ施設ネーミングライツパートナー募集要項

1. 募集目的

津山市（以下「本市」という。）の所管するスポーツ施設への命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の付与を通じ、本市の自主財源を確保し、施設の知名度や施設利用者へのサービス向上、施設利用による地域活性化を図るため、ネーミングライツパートナー（以下「パートナー」という。）を募集します。

2. 募集概要

（1）ネーミングライツの付与の範囲

ア 施設に、法人名、商品名等を冠した名称を付与し、施設の名称として使用します。公の施設であるため、市民に親しまれ、かつ、施設の設置目的にふさわしい名称（以下「愛称」という。）としてください。

イ 今回募集する名称は、施設の愛称であることから、条例で定める施設の名称の改正は行いません。

ウ 利用者の混乱を避けるため、協定期間内の愛称の変更はできません。また、愛称が定着するまで、条例上の名称を併記させていただくことがあります。

（2）募集対象施設

対象施設は以下となります。

- ① 津山スポーツセンターサッカー・ラグビー場（継続募集施設）
- ② 津山スポーツセンターテニスコート（新規募集施設）

※今回は2施設あわせての募集となります。

（3）命名権料（ネーミングライツ料）

2施設あわせて年額100万円以上。

※上記の金額には、消費税及び地方消費税相当額を含みません。

ア 協定時の金額は応募金額に消費税及び地方消費税相当額を含んだ額になります。

イ 命名権料の本市へ納付は、基本的に年度ごとの支払いとします。

（4）愛称の使用期間等

協定期間は以下に示す準備期間と使用期間とし、愛称の使用期間は5年間とします。

・準備期間 協定締結日翌日から令和3年3月31日

・使用期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日

※使用期間の延長については、相談に応じます。期間満了後の延長の申し出がある場合は、期間中に違反、欠格事項等が無いと認められる場合、優先候補者として指定

し、期間の延長を可能とします。

また、津山スポーツセンターの他の施設において、今後、ネーミングライツを導入する場合は、優先候補者として指定して、協議を行うこととします。

(5) 施設の概要

① 津山スポーツセンターサッカー・ラグビー場（継続募集施設）

所在地	岡山県津山市勝部 20-2
リニューアルオープン	平成 27 年 3 月
フィールド構成	サッカーコート 1 面、ラグビーコート 1 面、グラウンドゴルフコート 2 面 (80m×133m)
付帯設備	夜間照明設備

② 津山スポーツセンターテニスコート（新規募集施設）

所在地	岡山県津山市勝部 20-2
リニューアルオープン	令和 3 年 3 月（予定）
コート構成	オムニコート 8 面
付帯設備	夜間照明設備、本部棟、屋根付きスタンド

※施設の詳細情報は、別添資料を参照してください。

(6) パートナーメリット（主な特典）

施設広報物・看板等の表記

パンフレット、ホームページ等の施設広報や、対象施設・敷地内の看板・案内表示等に愛称や、パートナーが提案するロゴタイプやシンボルマークを表記することができます。

※看板は施設敷地内に原則 1 箇所ずつ（2 箇所までの設置を上限）とし、位置や大きさ等については本市と協議のうえ、決定することとします。

(7) 命名権料以外の費用負担区分

命名権料以外の費用負担は以下のとおりとなります。

区 分	パートナー	市
対象施設・敷地内における看板・サインの新設及び変更	○	
パートナーが新設・変更した看板等の維持管理	○	
協定終了時の原状回復	○	
協定締結後に作成する印刷物やホームページ等の表示変更		○

※看板・サインの設置にかかる官公庁への届出、設計費、工事費、維持管理費及び愛称使用期間終了時の撤去に要する費用については、全てパートナーの負担とします。

(8) 施設等への愛称の表示

ア 施設への看板等設置について

看板の設置やパンフレット等に愛称を印刷する場合は、協定を締結し準備が整い次第行うこととし、令和3年4月1日より愛称を使用することができます。

なお、看板の設置場所とデザインについては、施設利用者や周辺交通の妨げとならない位置とし、周囲の景観と調和を図るため、施工前に本市と協議し、本市の承諾を得ることとします。

イ 看板等の表示について

表示する内容については、津山市広告掲載要綱及び津山市広告掲載基準を遵守してください。また、津山市広告審査会において内容の審査をおこないます。

ウ 著作権等について

デザインにロゴを使用する場合は、第三者の商標権、肖像権、著作権等を侵害しないものに限ります。

3. 応募者の資格要件等

(1) 応募資格

応募資格を有する者は法人とします。複数の法人で構成されるグループの応募も可能です。グループで応募する場合は、参加表明時に構成する法人全てを明らかにしてください。

(2) 募集期間の最終日において、次の要件のいずれかに該当する者は、応募者及び構成員になることができません。

ア 国税、地方税を滞納している者

イ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

ウ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者、または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者

エ 津山市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同上第3号に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）のほか、また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係性を有する者

オ 津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置（指名保留を含む。）を受けている者

カ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者

キ 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される者

ク その他、ネーミングライツを取得することが適当でないとしが認める者

4. 応募の手続き

(1) 応募書類の配布

応募書類については、以下の日程で配布します。なお、津山市ホームページからダウンロードも可能です。

ア 配布期間

令和2年12月10日（木）から 令和2年12月25日（金）

※午前8時30分～午後5時まで。各施設の開館日に限ります。

イ 配布場所

①岡山県津山陸上競技場

〒708-0825 岡山県津山市志戸部245

②岡山県津山総合体育館

〒708-0004 岡山県津山市山北669

③津山市総務部財産活用課（津山市役所本庁舎6階）

〒708-8501 津山市山北520

④津山市ホームページ

<https://www.city.tsuyama.lg.jp/>

「暮らし」→「事業者の方へ」→「募集」

(2) 現地見学

希望者を対象に上記配布期間内において、随時行います。施設が利用されている場合や、休場の場合もありますので、見学希望者は必ず事前にスポーツ課までお問い合わせください。

連絡先：0868-24-3773（岡山県津山陸上競技場）

(3) 質問の受付

応募に関する質問のある方は、質問書（様式4）により財産活用課に電子メール、またはFAXで提出してください。電子メールまたはFAX以外での質問には回答できません。

受付期間 令和2年12月16日（水）～12月23日（水）午後5時まで（必着）

提出先：電子メール zaisan@city.tsuyama.lg.jp

FAX 番号 0868-32-2039

(4) 質問への回答

質問への回答は令和2年12月25日（金）午後2時以降に津山市ホームページにて公表します。

(5) 応募方法

ア 次の書類を作成し、受付期間中に財産活用課まで提出してください。

名 称	内 容	様式番号	部 数
ネーミングライツ パートナー申込書	所定の様式に内容を記入ください。	様式 1	1
グループ概要書	グループでの応募の場合、全ての構成員に ついての法人情報	任 意	1
誓約書	所定の様式に内容を記入ください。	様式 2	1
印鑑証明書	交付から 3 か月以内のもの	－	1
決算関係書類	法人概要及び直近 3 か年の決算報告	－	1
国税及び地方税の 納税証明書	過年度分も含めて未納がないことを証明す るもの（直近 1 年間）	－	1
登記事項証明書	交付から 3 か月以内のもの	－	1
津山市暴力団排除 条例に係る誓約書	グループの場合は全ての構成員のもの	様式 3	1

その他、会社概要がわかるパンフレット等を添付してください。

イ 提出方法

応募書類の提出方法は、次の提出先へ持参または郵送とします。なお、郵便の場合、一般書留または簡易書留に限ります。

※電子メールまたは FAX による提出は受理しません。

提出先 津山市総務部財産活用課

〒708-8501 岡山県津山市山北 520 （津山市役所本庁舎 6 階）

ウ 応募の締切

令和 3 年 1 月 15 日（金）まで

※開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの受付とします。

※郵送の場合は提出書類の受付最終日の消印有効とします。

(6) 留意事項

応募にあたって必要な経費は、全額応募者の負担とします。また、申込後参加を辞退される場合は、参加辞退届（様式 5）を提出してください。

一度提出された応募書類は返却しません。また、津山市情報公開条例に基づき開示することがあります。

5. パートナーの選定方法

(1) 選定方法

提示金額の高い提示順にネーミングライツ候補者の順位を決定し、その第 1 順位者

の愛称を審査します。また、提示金額が同額の場合は、くじ引きにより候補者位を決定します。

ア ネーミングライツパートナー申込書により提出された愛称を、津山市広告審査会において施設ごとに審査します。

イ 審査の結果、適切とした最も希望順位の高い愛称を命名対象とし、その応募者をパートナー候補者とします。

ウ 応募者が1社のみの場合も、本市のパートナーとしてふさわしいかどうか審査を行います。

(2) くじ引きの通知

対象者へ別途、くじ引きの実施を通知いたします。

(3) 結果の通知

選定後は、速やかに全ての応募者に選定結果を通知するとともに、選定結果を津山市ホームページで公表します。

6. 協定の締結

本市は当該パートナー候補者と協議のうえ、ネーミングライツに関する協定を締結します。

7. パートナーの公表、愛称の普及

パートナー正式決定後、法人名、施設の愛称、命名権料等について公表し、広く愛称の普及を図ります。

8. 協定の解除

協定締結後、パートナーが応募資格を欠くこととなったとき、また社会的信用を損なう行為により、施設のイメージが損なわれるおそれがあるとき、さらにその他パートナーとすることが適当でないと認められるときは、本市は協定を解除できることとします。

その場合、契約解除に伴う看板等の撤去等に必要な費用は、全てパートナーの負担とします。

9. その他お問い合わせ先

【施設等に関すること】

津山市 地域振興部 スポーツ課

① 岡山県津山陸上競技場

〒708-0825 岡山県津山市志戸部2 4 5

電話番号 0868-24-3773

F A X 番号 0868-24-8574

電子メール sports-2@tvt.ne.jp

開場時間：午前 8 時 3 0 分から午後 5 時

※第 2・第 4 月曜日及び祝日の翌日・年末年始は休場日となります。

② 岡山県津山総合体育館

〒708-0004 岡山県津山市山北 6 6 9

電話番号 0868-24-0202

F A X 番号 0868-24-7235

電子メール sportska@tvt.ne.jp

開館時間：午前 8 時 3 0 分から午後 5 時

※第 3 月曜日及び祝日・年末年始は休館日となります。

【ネーミングライツ制度・募集要項に関すること】

津山市 総務部 財産活用課

津山市役所 本庁舎 6 階

〒708-8501 岡山県津山市山北 520

電話番号 0868-32-2122

F A X 番号 0868-32-2039

電子メール zaisan@city.tsuyama.lg.jp

開庁時間：午前 8 時 3 0 分から午後 5 時

※土・日曜日及び祝日・年末年始は閉庁日となります。